

No.63

国保だより

<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>



～宮城県国民健康保険団体連合会は、
ISMSの国際規格「ISO/IEC27001」の
認証取得団体です～

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

オンライン請求に係る「返戻レセプトのダウンロード期間の延長」について

オンライン請求の促進に向けた対応として、令和3年11月29日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知(保連発1129第1号)により、「令和4年度(2022年度)中に、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。」と示されたところです。

これに伴い、オンラインによる再請求促進の取組として、令和3年11月請求分以降、返戻レセプトのダウンロード期間を1か月から3か月に延長しております。

なお、現在オンライン請求の医療機関等への返戻レセプトについては、オンライン請求システムへのデータファイルアップロードのほか、本会で印刷した紙レセプトもお返しをしていますが、上記通知では、「当面の間は継続して送付し、請求医療機関等の準備ができたところで廃止する」とされております。

また、返戻再請求分を紙レセプトで提出されますと、オンライン資格確認システムによる「レセプト振替・分割処理」が行われませんので、返戻再請求の際は、オンライン請求システムから再請求をいただきますよう御協力をお願いいたします。その場合、本会で印刷した紙レセプトの提出は不要です。

乳幼児(子ども)医療費の助成対象年齢について

令和4年4月1日から、下記市町における乳幼児医療費の助成対象範囲の変更が予定されております。レセプト及び「乳幼児医療費請求書(社保用)」を請求する際は、助成対象年齢を確認の上、提出願います。 ※3月の議会をもって決定となります。

市町村	変更内容	変更後 (令和4年4月1日から)	変更前
石巻市	入通院	18歳に達する日の属する年度の末日	15歳に達する日の属する年度の末日
美里町	入通院	18歳に達する日の属する年度の末日	15歳に達する日の属する年度の末日

再審査申立について

本会において、審査決定・支払済みとなった診療(調剤)報酬明細書について、審査結果に不服がある場合、再審査申立を行うことができます。

再審査申立を行う場合は、申立レセプト1件毎に「再審査申立書(医科・歯科・調剤)」に必要事項を記載の上、毎月10日までに本会宛て提出してください。

(「再審査申立書」の様式は、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>)に掲載しております。)

なお、再審査申立は、「オンライン請求システム」からの申立も可能となっており、その場合は紙媒体による再審査申立書の提出は必要ありません。

オンラインによる申立方法の詳細については、オンライン請求システムに格納されている「オンライン請求システム操作手順書【運用編】〈医療機関・薬局用〉」を参照してください。

〈再審査申立における注意事項〉

- ・再審査請求は、「増減点・返戻通知書」又は「過誤・再審査結果通知書」等の到達後、6か月以内に行ってください。
- ・申立対象レセプトの「写」の添付は不要です。
- ・傷病名の欠落・記載内容誤り等による減額査定分のレセプトに係る再審査申立は認められておりませんので、御注意ください。
- ・紙媒体による申立書の提出は、個人情報保護のため、必ず郵送でお願いいたします。(FAXでの受付はできません。)

「社保乳幼児医療費請求書(連記式請求書)」の提出について

提出の際は、「社会保険分総括表」を必ず一部作成して、連記式請求書の先頭に添付し、ホチキス等でまとめて綴じてください。当月請求分と月遅れ請求分がある場合についても、総括表は一部にまとめて記入してください。

また、下記について誤りが多く見られますので御注意ください。

- 乳幼児受給者番号の入力誤り(兄弟で逆に記載しているケース、マスタと不一致等)
- 28番公費併用の際の乳幼児医療請求額の記載

【記載例】

入外区分	乳幼児公費負担者番号	保険者番号	生年月日	診療日数	請求点数	乳幼児医療請求額	公費番号
返戻区分	乳幼児受給者番号	受給者氏名	性別	食事回数	食事保険請求額	食事標準負担額	マル長
4	83040△△△	133231	R3.1.23	4	2,902	2,856	28
	0011111	0000		2			

レセプトの総点数を記載してください。
28番公費併用の際も総点数を記載してください。

請求額は四捨五入しないでください。
28番公費併用の場合は、28番公費に係る費用を除いた点数に患者負担割合を掛けた金額を記載してください。
※高額療養費該当の場合を除く

医療費助成申請書「医療機関等記入欄」について

本会で受付しております「母子・父子家庭医療費助成申請書」、「重度心身障害者医療費助成申請書」の記入漏れが散見されます。

- ・受給者記入欄(「助成申請書」上欄)・・・受給者自署欄(受給者番号・住所・診療年月等)に記載漏れがないか、窓口で確認してください。
- ・医療機関記入欄(「助成申請書」下欄)・・・医療機関コード・医療機関名称・所在地・診療点数等を漏れなく記載してください。

特に、医療機関コード・名称・所在地のゴム印の押印、記入漏れが大変多くなっておりますので、御留意ください。

医療費助成申請書の詳しい記入方法等については、該当市町村にお問い合わせください。

特別療養費のレセプト提出について

「国民健康保険資格証明書」に係る特別療養費のレセプト提出については、電子請求ではなく紙レセプトでの提出となります。「特別療養費に係る療養についての事務処理について」(昭和63年厚生省保険局通知)により、本会への提出にあたっては、レセプト上部余白に「特別療養費」と朱書きし、通常請求分の総括表及び請求書には含めず、レセプトのみ提出してください。なお、公費併用の場合はお取扱いができませんので御注意ください。

第三者行為によるレセプトを提出する場合

交通事故など第三者の不法行為によるレセプトを提出する際は、特記事項に「10第三」の記載が必要となります。また、第三者行為による治療が終了した場合には、特記事項から「10第三」の表示を削除してください。

本会へ送付される郵便物について

郵便物の配達頻度の緩和(土曜休配)や送達速度の緩和(翌日配達の廃止)等に関する改正郵便法に伴い、令和3年10月から普通扱いとする郵便物・ゆうメールについて、次のとおり郵便サービスが一部変更となっております。

- ①土曜日配達休止(令和3年10月2日(土)～)
- ②お届け日数の繰り下げ(令和3年10月以降段階的に実施)

詳しくは日本郵便株式会社のホームページを御覧ください。

なお、令和4年度の請求締切日が土・日・祝日に該当するのは、令和4年4月10日(日)、7月10日(日)、9月10日(土)、10月10日(月・祝)、12月10日(土)ですが、いずれの月も10日必着となりますので、本会へレセプト等郵便物を送付される際は、投函日に注意願います。

「母子・父子家庭医療費助成申請書」、「重度心身障害者医療費助成申請書」、「乳幼児医療費請求書」(連記式請求書)の請求についても締切日は同様となります。

診療(調剤)報酬明細書の返戻依頼書について

本会に返戻を依頼する際に提出する「診療(調剤)報酬明細書の返戻依頼について」は別添「様式1」のとおりとなっております。返戻依頼の際は、別添様式をコピーするか、本会ホームページからダウンロードして御利用願います。

診療(調剤)報酬の提出及び支払予定日等について

令和4年4月以降の診療(調剤)報酬請求書の提出協力日等は以下のとおりです。窓口における受付時間は、各日とも午前8時30分から午後5時15分までとなっております。「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止の観点から、郵送又は宅配による提出をお願いしておりますが、毎月10日の受付時間内に到着するように提出してください。

2022年度 診療報酬請求書等受付期限・診療報酬支払予定日日程表

区分等 提出月	オンライン、磁気媒体又は紙レセプト請求		医療機関等支払予定日		
	提出協力日	提出期限		早期支払(※1)	早期支払以外
令和4年4月	8日(金)	毎月10日 ※オンライン請求について 受付・事務点検ASP結果の訂正は、12日が提出 期限となります。	令和4年4月	20日(水)	27日(水)
5月	9日(月)		5月	20日(金)	30日(月)
6月	9日(木)		6月	20日(月)	29日(水)
7月	8日(金)		7月	20日(水)	28日(木)

- ※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出がある医療機関です。
- ※2 「風しん追加対策」、「特定健診・特定保健指導」、「介護給付費」、「新型コロナウイルスワクチン接種事業請求」等の支払に関する日程表については、本会ホームページ(<https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>)を御確認ください。
- ※3 令和4年4月10日、7月10日は日曜日です。普通扱いとする郵便は、提出協力日までに到着するように提出願います。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/>)に最新情報が掲載されておりますので、是非、御活用ください。

- 「新型コロナウイルス感染症」について
 - 厚生労働省トップページ→新型コロナウイルス感染症情報特設ページ→政府の取組等→Q&A、自治体、医療機関・福祉施設向け情報等
- 「経過措置医薬品」について
 - 厚生労働省トップページ→政策について→分野別の政策一覧→健康・医療→医療保険→診療報酬関連情報→令和3年度薬価改定

発行月： 令和4年3月
 発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号
 宮城県国民健康保険団体連合会
 発行人： 事務局長 芳賀 克文
 URL： <https://www.miyagi-kokuho.or.jp/>
 (審査業務課) TEL：022-222-7075 FAX：022-222-7107
 (審査管理課) TEL：022-222-7074 FAX：022-222-7107
 (情報管理課) TEL：022-222-7170 FAX：022-222-7072